## 持続化給付金を農家が不適切受給か 「減収 ないが申請」 熊本県内 新型コロナ

6/19(金) 17:07配信



新型コロナウイルスの影響を受けた事業者を支援する国の持続化給付金を巡り、熊本県は18日、コロナによる直接的な売り上げ減の事実がないとみられる農家も受給している可能性があるとして、制度の趣旨に沿った申請をするよう注意を呼び掛けていることを明らかにした。

同給付金は、1月以降の売上高が前年同月比で50%以上減少した中小企業や個人事業主が支給の対象。

農林水産省によると、個人事業主の場合、毎月の収入額が税務書類で確認できず、前年の 総収入の月平均額より半減以下ならば申請可。その際、売り上げ減を証明する資料の添付は 必要ないという。

18日開かれた県議会の農林水産、経済環境の両常任委員会で、複数の自民党県議が「収穫期前のナシ生産者が給付金を受給しているとの情報がある」と指摘した。

実際、県北のある果樹農家は熊日の取材に「コロナ禍による減収はないが、手続き上可能だったので給付金を申請した」と明言。目的は「先行きが不安なので将来に備えるため」とした。

県やJA熊本中央会はこうしたケースを「不正受給に当たる可能性がある」と問題視。県内各JAの組合長らに15日、趣旨に沿った申請をするよう周知徹底を呼び掛けたという。

一方、農水省経営政策課は不正受給に当たるかどうかの見解は示さず、「適正に申請して ほしい」とした。(福山聡一郎、野方信助、内田裕之、樋口琢郎)